

QURUWA

桜まつり殿橋テラス事業者
募集要項

令和7年1月

岡崎市都市基盤部
公園緑地課

～初めに～

●殿橋テラスとは

乙川の優れた景観と魅力的な水辺を活かした都市空間を創出し、まちとの繋がりを作るために令和2年度に岡崎市が整備したものです。

平成28年度から平成30年度にかけて「おとがワ！ンダーランド」内の社会実験として仮設店舗による検証を実施し、季節を通して生み出される風景や新しい文化を生み出し、かつ世代を超え、多くの方が訪れていただく場所となりました。

それを踏まえて、令和3年3月に常設の場所として整備を行い、現在に至ります。

関連する計画等は以下となりますので、あらかじめ御確認ください。

- ・乙川リバーフロント公民連携まちづくり基本計画（通称「QRUWA 戦略」）
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1176/p022685.html>
- ・乙川リバーフロント地区かわまちづくり
<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/452000/p021150.html>

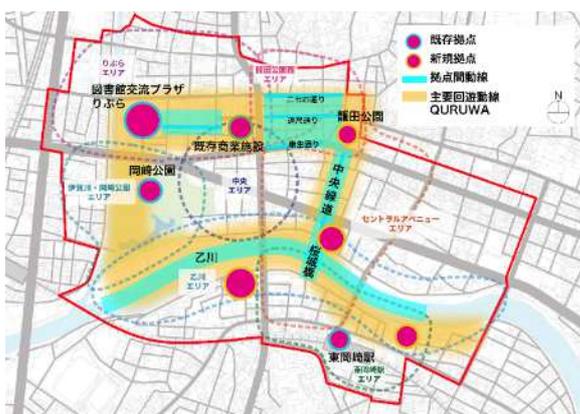
エリアビジョンと将来像（乙川）

○エリアビジョン

自然と都市が交わる暮らし

○将来像

- ・身近に川の恵み（生態系）を感じ、見方が変わり、感動の体験が起こる場所
- ・なつかしさと新しさが調和する「岡崎らしさ」に支えられた風景が見つかる場所
- ・乙川ならではの使い方や楽しみが生まれる、また遊びに行きたくなる場所
- ・つい子どもが遊ぶ、つい皆がゴミをひろう。つい訪れたいくなる場所
- ・対話を重ね、みんなが認め合い、みんなが乙川に意識が向いていく場所
- ・まちとまち、森とまち、人と人。多様なストーリーからつながる場所



なお、この要項に定めのない事項はすべて都市公園法、岡崎市都市公園条例、岡崎市都市公園管理規則、地方自治法、地方自治法施行令、岡崎市予算決算及び会計規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、食品衛生法、岡崎市食品衛生条例、岡崎市食品衛生規則その他関係法令等の定めるところによって処理しますので御承知おきください。

●本事業の狙い

本事業は、現在実施している乙川河川緑地におけるかわまちづくりの更なる推進を目的とし、これまでのかわまちづくりがより効果的なものとなるように、殿橋テラスが乙川のシンボルとなるような活動や内容を募集します。ここでの繋がりが、今後指定管理者などが開催するイベントへの参画や他場所での協力などに繋がることを期待します。

また、令和5年に改訂したおとがわエリアビジョン内に記載されたアクションにつながることも併せて期待します。

加えて、本事業内では難しい面がありますが、最終的な連携としては以下の点を期待しています。

①情報発信による回遊の促進

- ・他のQURUWAの拠点と連携した発信による回遊促進

②乙川河川緑地指定管理者や河川空間を活用するプログラム実施者との連携

- ・指定管理者実施事業と連携した企画
- ・河川空間を活用するプログラム実施者と連携した企画

詳しくは次頁以降を御覧ください。

I 概要

1 対象

- (1) 名称 殿橋テラス
- (2) 所在 殿橋南西角付近
- (3) 面積 約 75 m²

2 期間

- (1) 令和7年3月26日（水）から令和7年4月6日（日）までの間とします。
※桜まつり期間が何らかの原因により前倒しになった場合には応募者の判断で中止することも可とします。
- (2) 期間には、出店準備、原状回復の期間は必ずしも含まなくても問題ありません。（前後で準備撤収とすることも可能です。）
- (3) 法令、条件等に対する違反があった場合、出店を取り消すあるいは認めないことがあります。
- (4) 桜の開花状況により、桜まつりの期間が短縮される可能性があります。

3 時間

午前 10 時から午後 9 時までの間での実施とします。飲食営業にあつては、ラストオーダーは午後 8 時 30 分としてください。

4 手続

事業者決定後、都市公園内行為許可申請書及び有料公園施設利用許可申請書を提出していただきます。使用料は岡崎市都市公園条例に基づき徴収させていただきます。

行為許可申請	催事	20 円/m ² ・日
	物品販売	50 円/m ² ・日
電源設備	1 時間あたり	100 円 日額最大 500 円
	営利利用	1 時間あたり 200 円 日額最大 1,000 円

5 内容

飲食や物販、展示など特にジャンルの制限はしません。複合でも可とします。

II 参加の方法

1 要件

- (1) 現在、飲食業を営業している場合は、保健所の食品営業許可を現に受けている者であること。また、飲食販売を考えている場合には、必要な許可が出店前に得られるようにすること。その他関係法令の必要な許可を取得すること。
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置の対象となる者でないこと。
- (4) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

2 出店資格の喪失

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 公園の利用に影響を与える行為があった場合
- (3) 反社会的活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする場合

3 制限

- (1) 重力式擁壁にかかる荷重は20KN/m²未満としてください。
- (2) 参加者が指定箇所において、自ら事業を行う場合に限り、他者に権利等を譲渡しないでください。
- (3) 周辺環境への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑える努力をしてください。
- (4) 食品営業許可等の、営業に伴い関係法令上必要となる申請・届出・検査等については、すべて参加者の責任において行ってください。
- (5) 飲食の販売を行う場合、メニュー及び価格については、公園に相応しい利用者のニーズに合った品揃えで、かつ利用しやすい価格設定に努めてください。また、使用する食器類についても環境に配慮してください。
- (6) 市が公園での行為が適切でないと判断した場合は変更、中止等を求めることがあります。また、市の求めに応じない場合は出店をさせない又は出店を取り消す場合があります。

4 経費の負担

- (1) 清掃、機械警備、設備、修繕、光熱水費等の運営に係る一切の経費は参加者が負担してください。ただし、施設の損傷等については、構造上の瑕疵を原因とするものは市の負担とします。
- (2) 電気は、公園内にある電源設備を申請の上使用してください。(別添図面参照) 家用発電機等の使用は原則認めません。有料公園施設の利用許可に伴う使用料が発生します。
- (3) 維持管理
 - ア 使用するエリアの周囲においても、積極的に清掃を行ってください。
 - イ 張り紙や看板、のぼりの設置については原則禁止とし、市が認めた内容、方法以外は禁止します。
 - ウ 車両の乗り入れについて、来園者の安全や対応に充分配慮をし、市の指示に従い指定場所を通行してください。
 - エ 公園施設を破損した場合又は来園者との事故が発生した場合は速やかに市へ連絡するとともに、迅速に適切な対処をしてください。また、公園内で発生した事故については、参加者の責任において対処し、費用については参加者の負担とします。
 - オ 運営に対する問合せ及び苦情については、参加者にて対応してください。
 - カ 出店期間満了又は出店の取消がなされた場合は、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行ってください。ただし、市が承認した場合はこの限りではありません。
 - キ 市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回

復のための処置を行い、その費用の支払いを参加者に請求することができるものとします。この場合において、参加者は何ら異議を申し立てることはできません。

ク 原状回復に際して参加者が投じた有益費や必要経費が現存する場合であっても、一切市にその償還等の請求することはできません。

ケ 節電等、市が行う各種取り組みに協力してください。

コ 本市は SDGs 未来都市や脱炭素先行地域に選定されており、ゼロカーボンシティを目指しているということがありますので、そういったことを意識した内容を取り入れてください。

サ 付近に無料駐車場はありません。車の場合は、殿橋テラス近くにあるリバーベースに駐車することが可能です。(最大2台まで。許可証を発行します。)

シ テント出店・キッチンカーともに、(火を使用した)加熱調理を行う場合は、必ずブース内に業務用消火器を設置してください。

5 廃棄物の処理

(1) 廃棄物については、事業者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に基づき適正処理を行うものとします。

(2) 処理に関する費用は、事業者の負担とします。

(3) 容器入りの飲食料を販売する場合は、その販売する場所の周囲に空き容器的回収箱を設置し、その他周辺に空き容器を散乱させないようにしてください。

III 公募に関する日程等

1 日程

募集要項の交付	令和7年1月17日(金)
現地説明会	令和7年1月23日(木)午前中
質問書受付	令和7年1月17日(金) 令和7年1月24日(金)まで
質問書回答	令和7年1月31日(金)
事業者申込受付	令和7年2月7日(金)
事業者決定	令和7年2月18日(火)

※現地説明会の参加は必須ではありません。イメージがつきにくい方などに御参加いただければと思います。

※現地説明会には、現地のことに加えて周辺の紹介のためまち歩きも実施するため、所要時間としては1時間を想定しています。

2 申込について

(1) 質問及び回答

質問書	様式3「質問書」
受付期間	令和7年1月17日(金)から令和7年1月24日(金)午後5時まで

提出方法	電子メール ※件名は「殿橋テラス 質問」と記載
アドレス	koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp
回答日	令和7年1月31日（金）に回答
回答方法	ホームページにおいて公表します。

（2）現地説明会について

提出書類	様式4「現地説明会申込書」
受付期間	令和7年1月17日（金）から令和7年1月22日（水）午後5時まで
提出方法	電子メール ※件名は「殿橋テラス 現地説明会」と記載
現地説明会	令和7年1月23日（木）午前中 ※詳細は申込者へ通知します。

（3）事業者申込について

提出書類	「提案書類一覧」のとおり（指定のない場合は任意様式）
受付期間	令和7年2月7日（金）午前9時から午後5時まで
受付場所	都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）
提出方法	受付場所へ持参

受付期間内に受付場所に到達しなかった場合は受理しません。

3 受付場所

都市基盤部公園緑地課公園活用係（岡崎市役所西庁舎4階）

午前9時から午後5時まで

住所 〒444 - 8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電話 0564-23-7406

アドレス koen-shinsei@city.okazaki.lg.jp

FAX 0564-23-6559

<作成の注意事項>

- ・ 1組（者）につき、1提案とします。
- ・ 関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満たすとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で提案関係書類を作成してください。
- ・ 提案関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 提案関係書類の提出後の変更は原則認めません。また、取り下げも原則認めません。
- ・ 必要に応じて提案関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

- ・提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ・申請書類に虚偽の記載があった場合や、提案に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外します。
- ・A4フラットファイルにて提出してください。背表紙に「殿橋テラス提案 ○○（会社名等）①」と記入してください。なお、①は正本、②～④は副本でお願いします。

【提案関係書類一覧】 ※各種証明書は3か月以内に取得したもの

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	—	—	—
（1）参加申込書兼誓約書	様式1	1部	4部
2. 応募制限関連書類	—	—	—
個人	—	—	—
住民票の写し（本籍記載のあるもの）	—	1部	4部
法人	—	—	—
法人登記簿謄本	—	1部	4部
3. 提案 表紙	様式2	1部	4部
（1）事業の実施方針	様式2-1	1部	4部
（2）実施する事業	様式2-2	1部	4部
（3）自由提案	様式2-3	1部	4部
4. 質問書	様式3	—	—
5. 現地説明会申込書	様式4	—	—

IV 審査方法等

1 審査のながれ

（1）第一次審査

提出されたすべての提案等について、以下の点について審査します。

ア 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

イ 法令遵守に関する審査

提案等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ 本要項に照らし適切なものであることの審査

提案等が本要項に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・提案が、本要項で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・期間中の運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「桜まつり 殿橋テラス事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において（４）で示す評価の基準に沿って審査します。

(3) 選定委員会

本市は、提案の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された提案について（４）の評価の基準に基づき審査を行い、点数の高い順に優先交渉権者及び次点を選定します。

なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下の通りです。

	氏名	所属
委員	根本 健一	都市基盤部長
委員	奥田 信	都市基盤部公園緑地課長
委員	浅井 恒之	都市政策部まちづくり推進課長
委員	二村 和孝	経済振興部観光推進課長

(4) 評価

ア 評価の基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	殿橋テラスの特性を理解し、事業を組み立てているか。	20
実施する事業	出店コンセプトが事業の実施方針に合っているか。	15
	営業日、営業時間、メニューの種類や価格設定などが公園利用者へのサービスに適しているか。	15
	テラスだけに留まらず、回遊促進など期待できるか。	20
	桜まつり自体への貢献も検討されているか	10
自由提案	自由な提案でよい提案があるか。	20
合計		100

イ 採点方法

加点点評価については、重視する項目を評価項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価します。

加点点評価の採点方法は、各評価項目について、以下に示す４段階評価により得点を付与します。

評価	評価内容	採点基準
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	提案は評価する	配点×0.50
D	特に優れた点は見当たらない	配点×0.25

選定委員会の各審査員の加点点評価点を合計し、審査員人数で割った値を提案点とします。

提案点 = 各審査員の加点点評価点の合計 ÷ 審査員人数

小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。

提案点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点とします。

提案点が同一であった場合は、実施する事業の点数が高い者とします。

それも同一である場合には、選定委員会の協議により決定します。

(5) 結果通知

選定結果は速やかに事業者へ文章に通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ホームページで公表します。

(6) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、優先交渉権者及び次点選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

(7) 優先交渉権者の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として、また、次点提案を提出した者を次点者として決定します。

(8) リスク分担等

本業務の実施における主なリスクについては、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と事業者（優先交渉権者）が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類		内 容	リスク分担	
			市	提案者
申請 関連 リス ク	書類の誤り	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、申請者が作成した書類に関するもの		○
	申請コスト	申請費用の分担		○
管理 運営 リス ク	資金の調達	必要な資金の確保		○
	事業変更	本市の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合	○	
		提案者の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合		○
	施設競合	競合施設（キッチンカー含む）による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況（天候不順による来場者減など）		○
		桜まつり期間の短縮		○
	施設・設備等の損傷	管理上の瑕疵による損傷		○
		施設、機器等の構造上の瑕疵による損傷		○
	収入リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
		施設改修による臨時休業等		○
		提案者の提案による事業運営によるもの		○
		提案者の責めに帰すべき理由によるもの		○
社会的 リス ク	第三者への賠償	提案者が維持・運営において（事業者が行う整備・管理運営業務において）第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外のもの	○	
	地域、利用者への対応	地域との協調、利用者からのクレーム等への対応に関するもの		○
施設設置、管理業務内容に対する利用者等からの反対、訴訟に関するもの		○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○	
金利変動	提案者決定後の金利変動		○	
不可抗力	自然災害や感染症等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○	

都市公園名	乙川河川緑地（殿橋テラス）
面積	約 75 m ²
図面	別紙参照
諸設備	1基1口15Aまでのもの2口が2基
現地写真	

岡 崎 市

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

問合せ先 都市基盤部公園緑地課公園活用係

TEL (0564) 23-7406

FAX (0564) 23-6559

岡崎市ホームページ <http://www.city.okazaki.lg.jp/>

Eメール koen-shinse@city.okazaki.lg.jp